

品川・生活者ネットワーク

NEWS no.107

品川・生活者ネットワーク区議会議員

吉田ゆみこ

品川・生活者ネットワーク幹事長 ● 総務委員会
● オリンピック・パラリンピック推進特別委員会
● 廃棄物減量等推進審議会 ● 議会改革検討会
<http://yoshidayumiko.seikatsusha.me>



品川・生活者ネットワーク区議会議員

田中さやか

品川・生活者ネットワーク政調会長
● 区民委員会 ● 消防団運営委員会
<http://tanakasayaka.seikatsusha.me>

● 発行/品川・生活者ネットワーク ● 発行責任者/吉田ゆみこ
● 〒140-8715 品川区広町2-1-36 ● TEL03-5742-6862
● FAX03-5751-7106 ● 発行日 2018年5月1日
● E-mail shinagawa@seikatsusha.net

区議会
REPORT

品川区「民泊条例」を策定 地域や社会の理解を得られるか

品川・生活者ネットワーク区議会議員 田中さやか

2018年品川区議会第1回定例会が2月21日から3月27日までの会期で開催され、会期中に設置された予算特別委員会では、子どもの最善の利益に則った保育の質の向上、情報公開の適切なあり方、高齢者・障がい者福祉などを着眼点に区の予算編成をチェック(裏面に関連記事)。予算特別委員会最終日の3月19日には総括質疑があり、品川・生活者ネットワークを代表して、田中さやかが質問に臨みました。



本会議を傍聴する子ども連れのママたち。10分も経たないうちに騒ぎだした子どもたち。宿題のない春休み、知っている子同士ならなおさら遊びたい!「しょうがないよね」と親子ルームへ移動。母親たちはインターネット中継で区議の討論を視聴。皆さんも子連れ傍聴しませんか。3月27日

住宅宿泊事業法(以下:民泊法)は、近年増加している外国人観光客の宿泊施設の不足や人口減による空き家問題の解消、インターネットを使った新しいビジネスモデルを活用した地域の発展や経済振興につながる事業であると期待され、2017年6月に公布されました。

区の条例では、年180日という法律の上限まで民泊ができる地域は、主に駅周辺の「商業地域」と「近隣商業地域」に限定されましたが、土日のみの営業は住居専用地域でも許可されるというものです。

民泊条例施行 地域の状況次第では 柔軟かつ適正な改正を!

国の法律は最低限の規制に留まるため、東京都への届け出が始まる前に一定の規制をかけるべく「品川区民泊条例」※が急ぎよ議会上程されました。

民泊法に先駆け「特区民泊」を活用した地域では、旅行者が大声で騒ぐ騒音問題やごみ問題などが発生し、住民の生活環境が乱される事態がおきています。

区民委員会が昨年10月視察した大阪市では、治安面への不安軽減を図るために、滞在者名簿の義務付けや近隣への住民説明会、苦情処理の連絡体制を確保することを条例に決めました。が、調査対象施設の3分の2に上る営業者の所在が分からず、行政指導の難しさと住民の負担感が浮き彫りとなりました。

区民の生活を脅かす 超低空飛行ルートは 絶対反対!

予算特別委員会で、濱野区長が国土交通省へ出向き2016年の4月と5月に、羽田新飛行ルート案を容認したことも取れるやり取りを行っていたことが国土交通省の来省記録から明らかとなりました。2回目の訪問とされる5月の記録には、「インフラ、空き家対策など品川区に目を向けている」というメッセージがあるとありがたいという驚愕の区長の発言が示されています。

区は、「国交省の来省記録は、あくまでも仮定の話であり、国も仮定の話だと了承している」と言いますが、国交省の記録からは仮定の話だと読み取ることは困難です。また、区が国交省との交渉記録を残していないため、「仮定の話で容認してはいない」「メッセージがほしい」という発言を覆す根拠は全くなく説得力は皆無です。

生活者ネットは、請願陳情に賛成する立場で本会議で討論を行い「命に代わるインフラ整備というメリット」が存在するとは到底容認できないと主張しました。品川区は地方公共団体として、地方自治の本旨に則り、国策として理解するとうような他人事の態度ではなく、市民の命や日常生活の安心・安全をこそ守るために、「都心超低空飛行ルート案」に対しては明確に撤回を表明すべきです。



羽田超低空飛行新ルートへの反対の声は日増しに大きくなっている。相次ぐ部品落下事故報道は、人口過密の都心にあっという間に無謀な計画であるかを物語っている。計画反対の請願・陳情に賛成討論を展開する田中さやか。本会議最終日。3月27日

(脚注)※品川区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例